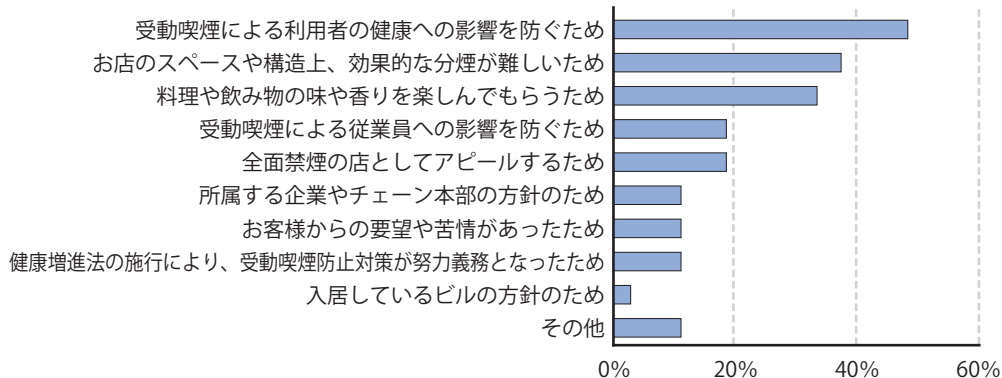


# 喫煙



## 3 お店を全面禁煙にした理由やきっかけはなんですか？



労働安全衛生法で、平成 27 年から職場の受動喫煙防止対策が努力義務となりました。

### 厚生労働省が実施している職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業主への支援

- 受動喫煙防止対策助成金  
職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主を対象に、喫煙室の設置などにかかる工費、設備費等の経費について、助成率 1/2（上限 200 万円）で支給。
  - 受動喫煙防止対策の技術的な相談  
専門家による電話相談など
  - 喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握  
測定器の貸出や測定方法の説明など
- 問い合わせ先 鹿児島県労働局健康安全課

☎099・223・8279

### 「たばこの煙のないお店」って？



鹿児島県では、受動喫煙対策に取り組む飲食店または喫茶店を「たばこの煙のないお店」として登録し、県民の健康づくりを支援する社会環境の整備を図っています。

登録店には「登録証」「ステッカー」の表示をお願いしています。登録料は無料。

問い合わせ先 始良保健所

☎0995・44・7953

## 受動喫煙による健康被害を予防しましょう

始良保健所長兼大口保健所長 揚松 龍治氏  
(日本公衆衛生学会たばこ対策専門委員会委員)

厚生労働省は9月2日に「喫煙と健康」(通称:たばこ白書)を改定し公表しました。たばこによる健康被害として、がん(肺、食道、胃、肝臓、子宮頸部等)、虚血性心疾患、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、歯周病、周産期異常(低出生体重児、早産等)のさまざまな病気が国内外の多数の科学的知見により明らかになっています。

たばこの煙には発がん性物質が約70種類含まれています。全国で自らたばこを吸う能動喫煙により年間約13万人が死亡していますが、これは全死亡の約1割にあたります。また、自分はたばこを吸わないにもかかわらず、同居者や職場の同僚、飲食店で他人の煙を吸わされる受動喫煙により約15,000人が死亡していると推計されています。

国立がん研究センターがん対策情報センターは8月31日に受動喫煙のある人では、ない人に比べ肺がんになるリスクが約1.3倍高いと発表しました。この結果を受け、がん予防法のガイドラインでは「たばこは吸わない。他人のたばこの煙を避ける」と受動喫煙防止を明確な目標として提示しています。

わが国では平成15年の健康増進法の制定及び平成27年の労働安全衛生法の一部改正により受動喫煙を防止することが努力義務とされていますが、法律により屋内を全面禁煙とした国などでは、国民の喫煙関連疾患による入院リスクが減少したことが報告されています。受動喫煙を避ける環境づくりを進め健康被害を予防していきましょう。



# STOP! 受動

「受動喫煙の防止」に向けて、  
法律で努力義務があることをご存じですか？

健康増進法第25条「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

## 伊佐市の受動喫煙の状況

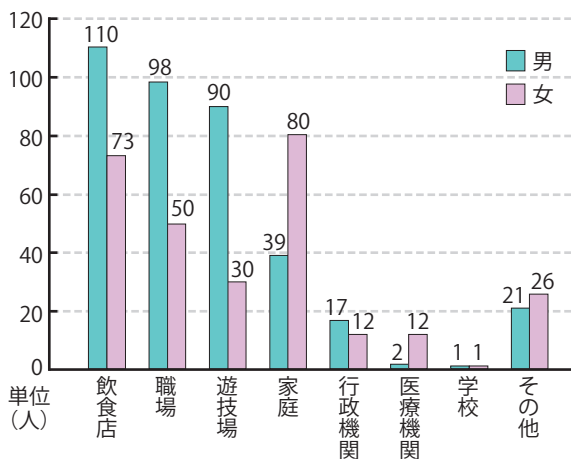
平成27年度に伊佐市の健康づくりの計画書「健康いさ21（第2次）」を策定するために行った調査結果の一部を紹介します。



受動喫煙とは

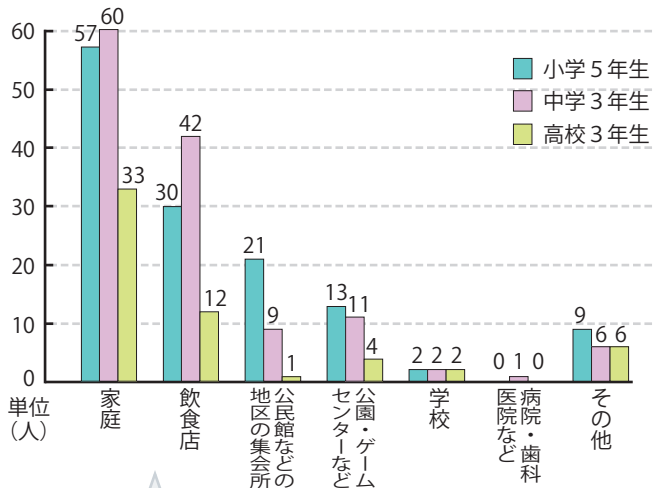
室内などにおいて、自分ではたばこを吸わなくても、他人のたばこの煙を吸わされることです。

受動喫煙の場所（成人） 回答者数 666人



男性は飲食店、職場、遊技場が多く、  
女性は家庭が多くなっています。

受動喫煙の場所（児童・生徒） 回答者数 235人

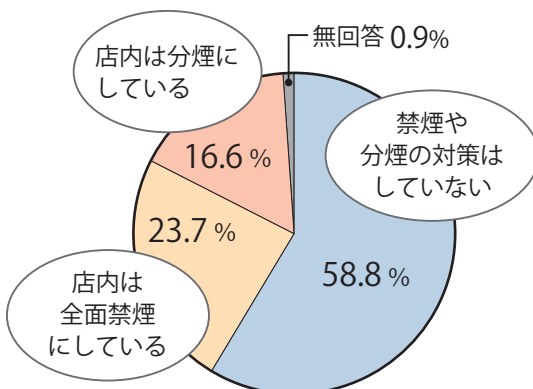


児童・生徒も家庭、飲食店が多くなっています。  
また、学年が低くなるほど公民館などの地区の集会所が多いようです。

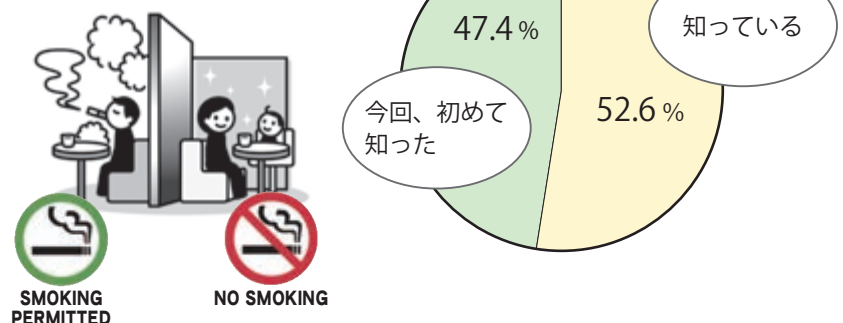
## 飲食店等の受動喫煙に向けた取組の状況

平成27年11月に伊佐市内の飲食店・宿泊施設に対して行った調査結果の一部を紹介します。

### 1 飲食店等の禁煙・分煙対策状況



### 2 健康増進法上で飲食店の営業者にも受動喫煙防止についての努力義務があることを知っていますか？



## 第4回石窯マイスター講座受講者募集

～ e-Ga なんちゅうの石窯（ピザ窯）・かまど編 ～



伊佐市民を対象に「なんちゅう版石窯マイスター講座」を開催します。講座を受講すると、今後は講師を頼まなくても自分たちの団体だけで石窯やかまどの利用ができるようになります。



今ではあまり見なくなった焚き火。薪で調理するなんてもはや特別な日だけかもしれません。しかし、身近な自然を生かした暮らしは、いま世界中で注目されています。土に触れ作物を育て、火を入れ、体中の感覚を使って調理する。食べるのに手間がかかるけど、いつもと違ってワクワクドキドキ。懐かしくも新しい時間の楽しみ方があなたを待っています。



**日時** 11月25日（金）9時～13時30分  
**場所** e-Ga なんちゅう交流棟 調理室とピザ窯前  
**定員** 15人（新規受講者のみ）  
**持参品** エプロン・バンダナ・水分補給用の飲み物  
**参加費** 無料  
※練習用ピザ生地は1枚無料。追加1枚ごとに材料費として300円（一人2枚まで（計3枚）。追加は申込時に事前予約が必要です。）。

**講師**  
IEOMA 伊佐石窯マイスター協会

**内容**  
①窯の火入れ、生地こね  
②ピザ窯・かまどの構造を学ぶ  
③かまどで米を炊く  
④ピザのトッピング材料を準備する  
⑤ピザを焼いて食べる  
⑥片づけ

### 申込方法

受講希望者は、大口子育て支援センタールピナスに電話で申し込みください。  
定員に達し次第締め切ります。（申込多数の場合は、各団体1人に調整させていただきます。）

**申込・問い合わせ先** 伊佐市大口子育て支援センター ルピナス  
（総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内）☎23 5 0 8 0 ・FAX23 5 0 8 1  
こども課子育て支援係 ☎23 1 3 2 8

## 11月は不法投棄防止強化月間

県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。期間中は、不法投棄防止の啓発活動やパトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、ご連絡ください。

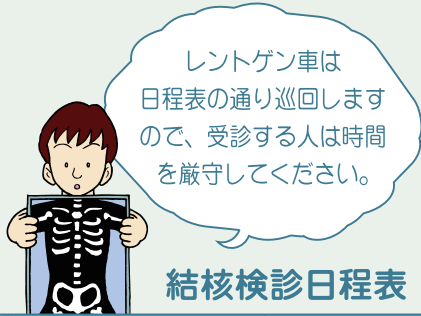
### 連絡・問い合わせ先

県庁産業廃棄物・リサイクル対策課 ☎099・286・3810

☑sanpai110@pref.kagoshima.lg.jp



# 平成28年度 結核検診 (レントゲン間接撮影)



レントゲン車は  
日程表の通り巡回します  
ので、受診する人は時間  
を厳守してください。

## 結核検診日程表

日付	場所	時間
11月15日(火)	伊佐市役所(大口庁舎)中庭	9:00 ~ 9:20
	薬師公民館	9:40 ~ 9:50
	重留南集落センター	10:10 ~ 10:20
	下名集会施設	10:40 ~ 10:50
	前目麓営農研修センター	11:20 ~ 11:30
	大山酒造前	11:50 ~ 12:00
	岩坪営農研修センター	13:20 ~ 13:30
	楠原集会施設	13:50 ~ 14:00
	柳野三叉路	14:20 ~ 14:30
11月16日(水)	南永校区コミュニティセンター	14:50 ~ 15:00
	下殿公民館	9:00 ~ 9:10
	北さつま農協曾木支所	9:40 ~ 9:50
	川西公民館	10:20 ~ 10:30
	針牟田(宮下勝治様宅前)	10:50 ~ 11:00
	萩原公民館	11:20 ~ 11:30
	西太良地区コミュニティセンター	11:50 ~ 12:00
	堂崎広報研修館	13:20 ~ 13:30
	金波田公民館	14:00 ~ 14:10
11月17日(木)	山之口(三宅正子様宅庭)	14:40 ~ 14:50
	戸切(旧小田原ストア駐車場)	9:00 ~ 9:10
	山ノ口三叉路	9:30 ~ 9:40
	篠原公民館	10:00 ~ 10:10
	上目丸(西恒良様宅前)	10:40 ~ 10:50
	下目丸公民館	11:10 ~ 11:20
	元町第一駐車場	11:50 ~ 12:00
	浜里公民館	13:20 ~ 13:30
	木崎自治会館	13:50 ~ 14:00
11月18日(金)	園田公民館	14:20 ~ 14:30
	旧大田グラウンドゴルフ場	14:50 ~ 15:00
	下手上多目的集会施設	9:00 ~ 9:10
	荒瀬多目的集会施設	9:35 ~ 9:45
	山下・鶴泊青少年会館	10:05 ~ 10:15
	猶原地区集会施設	10:40 ~ 10:50
	平沢津集落集会施設	11:10 ~ 11:20
	湯之尾校区集会施設	11:40 ~ 11:50
	築地集会施設	13:10 ~ 13:20
11月19日(土)	共進地区教育集会所	13:40 ~ 13:50
	麓後集会施設	14:15 ~ 14:25
	まごし館	14:45 ~ 15:00

65歳以上の人(昭和27年4月1日までに生まれた人)が対象になります。受診票がなくても当日受診でき、受診料は無料です。

なお、7月に実施した肺がん検診を受診した人は、結核検診を受診する必要はありません。

当日は金具・ボタン・プリントがない衣服でお越しください。

日付	場所	時間
11月21日(月)	北さつま農協東支所	9:00 ~ 9:10
	多々良石公民館	9:30 ~ 9:35
	上青木東バス停	9:50 ~ 10:00
	上青木中公民館下	10:20 ~ 10:30
	上市山集会施設	10:50 ~ 11:00
	東市山集会施設	11:20 ~ 11:30
	下市山集会施設	11:50 ~ 12:00
	元町団地内	13:10 ~ 13:20
	原田(深波瀬ミヨ子様宅前)	13:40 ~ 13:50
11月22日(火)	大口元気こころ館(多目的ホール前)	14:10 ~ 15:10
	北さつま農協駅前支所	9:00 ~ 9:10
	下ノ木場(旧帖佐商店横)	9:30 ~ 9:40
	馬渡公民館	10:00 ~ 10:10
	羽月西青少年センター	10:30 ~ 10:40
	宮人公民館	11:00 ~ 11:10
	八代公民館	11:30 ~ 11:40
	下手下集会施設	13:00 ~ 13:10
	花北営農研修センター	13:30 ~ 13:40
11月24日(木)	永尾(鹿児島トヨペット駐車場)	14:10 ~ 14:20
	水ノ手公民館	14:40 ~ 14:50
	鳥巢上公民館	10:00 ~ 10:10
	富士福祉館	10:30 ~ 10:40
	白木農村公園	11:00 ~ 11:10
	羽月北小学校	11:30 ~ 11:40
	辺母木公民館	13:00 ~ 13:10
	田代(溝口民哉様宅)	13:25 ~ 13:35
	川岩瀬公民館	13:50 ~ 13:55
11月25日(金)	湯ノ谷公民館	14:10 ~ 14:20
	羽月地区公民館	14:40 ~ 15:00
	田中中公民館	9:00 ~ 9:10
	田中上集会施設	9:30 ~ 9:40
	徳辺下集落センター	10:00 ~ 10:10
	楠本集会施設	10:35 ~ 10:45
	新川集落センター	11:10 ~ 11:20
	小路集会施設	11:40 ~ 11:50
	徳辺上集落センター	13:10 ~ 13:20
11月26日(土)	ひまわり館	13:40 ~ 13:50
	産野集会施設	14:10 ~ 14:20
	田中ふるさと館	14:40 ~ 14:50

日付	場所	時間
11月28日(月)	旧中央公民館跡(西富士横)	9:00 ~ 9:10
	湊辺三叉路	10:00 ~ 10:10
	旧伊佐農協平出水支所	10:30 ~ 10:40
	平出水上公民館	11:00 ~ 11:10
	平原(安田ヨシ子様宅下)	11:30 ~ 11:40
	猩々公民館	13:00 ~ 13:10
	尾之上公民館	13:35 ~ 13:45
	小川内公民館	14:05 ~ 14:15
	旧山野中学校	14:40 ~ 14:50
11月29日(火)	大島南公民館前広場(みゆき公園)	9:00 ~ 9:10
	針持青少年センター	9:35 ~ 9:50
	山神公民館	10:20 ~ 10:30
	田代公民館	10:50 ~ 11:00
	釘野々公民館	11:20 ~ 11:30
	堂山公民館	11:50 ~ 12:00
	田原公民館	13:10 ~ 13:20
	場ノ木ゴミ収集所前	13:40 ~ 13:50
	青木元地区教育集会所	14:10 ~ 14:20
11月30日(水)	前目公民館	14:40 ~ 14:50
	木ノ氏公民館	9:00 ~ 9:10
	一ノ渡瀬(赤池弘徳様宅)	9:30 ~ 9:40
	笹野(市野瀬武経様宅)	10:00 ~ 10:10
	鉱業所事務所前	10:30 ~ 10:40
	白ヶ谷(永野商店前)	11:00 ~ 11:10
	牛尾公民館	11:30 ~ 11:40
	小木原中公民館	13:00 ~ 13:10
	石井公民館	13:30 ~ 13:40
12月1日(木)	旧布計駅跡地	14:20 ~ 14:30
	山野基幹集落センター	14:50 ~ 15:00
	城下公民館	9:00 ~ 9:10
	下荒田公民館	9:40 ~ 9:50
	荒田下バス停留所前	10:20 ~ 10:30
	比良地区集会施設	11:00 ~ 11:10
	小川添公民館	11:30 ~ 11:40
	瓜之峰公民館	13:00 ~ 13:10
	本城地区集会施設	13:30 ~ 13:40
12月2日(金)	旧伊佐農協川南出張所	14:20 ~ 14:30
	まごし館	14:50 ~ 15:10
	ドラッグストアモリ大口店	9:00 ~ 9:10
	春村公民館	9:40 ~ 9:50
12月3日(土)	小木原上中公民館	10:10 ~ 10:20
	上林商店倉庫(旧農協郡山出張所)	10:50 ~ 11:00
	大口元気こころ館(多目的ホール前)	11:20 ~ 11:45

問い合わせ先 健康長寿課健康推進係 ☎ 1311

# 南永小学校からのお知らせ

## 絵画一般公開



南永小学校区在住の美術家・竹之内直記氏プロデュースの絵画展示を体育館で行っています。一般公開の日程は次のとおりです。ぜひご鑑賞ください。

### 公開日程

▽11月1日(火)～4日(金)、7日(月)

9時～16時30分

「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に合わせて公開

▽11月12日(土) 16時30分～18時

「星空コンサート・星空観察会」に合わせて公開

※公開日程以降も随時公開します。(日程が決まり次第、市ホームページ、学校ブログ等でお知らせします。)

※日程以外での絵画鑑賞を希望する人は、直接学校にお問い合わせください。(土日、祝日、年末年始は見学できません。)

### 公開場所

南永小学校体育館

### 入場料

無料

※誰でも自由に観賞できます。

直接お越しください。(申込不要)



## 平成29年度 特認生募集

市では、指定された通学区域を越えて児童の入学・転入学を特別に認める「伊佐市小規模校入学特別認可制度」を実施しています。(平成28年度実績4人)

児童の心身の健康増進、児童一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実、豊かな人間性を培うとともに、地域や学校の活性化を図ることを目的としています。

### 入学・転入学の条件

- (1)市内に児童・保護者が在住し、平成29年4月1日現在で小学新1年生から新6年生であること。
- (2)1年以上通年で通学ができること。
- (3)保護者の責任で車での送迎ができること。(通学補助費が支給されます。)
- (4)南永小学校へ入学・転入学することで、本来就学すべき小学校に学級減を生じないこと。

**申込期限 平成29年2月28日(火)**

詳しくは南永小ホームページをご覧ください。

### 申込・問い合わせ先

南永小学校 ☎26 3980

学校教育課学事係 ☎26 1532



星空ギャラリー

### 公開する絵画等作品について

この作品群は、画家の故伊地知誠氏(鹿児島市、平成19年逝去)が個人収集したコレクションです。

伊地知氏は、鹿児島県庁職員として県内各地で地域振興に従事し、伊佐市でも北薩病院事務長を務めました。また、多忙な中、絵画の創作・発表や美術品の収集にも熱心に取り組みました。

その後、コレクションは竹之内氏に受け継がれました。

### 公開作品の作家

※敬称略・順不同

加治美智也、坂口登、城ヶ崎悟、野村俊佐久、伊地知誠、矢沢一翠、徳永隆、仙頭利通、クマモト順子、竹之内直記、樋渡直竹(写真家)

## 星空コンサート・ 星空観察会

- 日 時 11月12日(土)  
16時30分～19時35分
- 場 所 南永小学校体育館・天体観測  
ドーム及び校庭
- 内 容
- ①二反田耕治氏によるトランペット演奏、いさ吹奏楽団による演奏会、全児童による合唱等
  - ②天体望遠鏡を使った星空観察と日本宇宙少年団伊佐フォーマルハウト分団の左近充分団長による秋の星空の説明

問い合わせ先

南永小学校 ☎26 3980



# 秋季全国火災予防運動

期 間 11月9日(水)～15日(火)

今年度の  
標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

秋季全国火災予防運動に伴い、次の日程のとおり、訓練と幼年消防クラブ員等による防火パレードを行います。訓練時はサイレン吹鳴及び消防車が赤色灯をつけて走行しますので、火災とお間違いのないようご注意ください。



fire prevention

## ◆訓練日程

11月9日(水)

□大口・大口東・牛尾校区 18時30分

□山野・平出水校区 19時30分

11月10日(木)

□曾木・針持校区 18時30分

□羽月・羽月西・羽月北校区 19時30分

11月13日(日)

□南永・本城・湯之尾・菱刈・田中校区 6時

## ◆防火セレモニー

日 時 11月9日(水) 10時～11時

会 場 大口ふれあいセンター前広場

内 容 紅葉保育園児の集団演技と大口里  
保育園児の防火の誓い

## ◆防火パレード

大口ふれあいセンター前を10時30分頃に出発予定

※雨天時は中止します。

## 建物火災にご注意

これからの季節、空気が乾燥し火災が発生しやすい状況です。市内でも建物火災が数件発生しています。火災防止や拡大防止について、次のポイントに注意しましょう。

### 住宅防火 いのちを守る

#### 7つのポイント(3つの習慣と4つの対策)

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ先 総務課交通消防防災係 ☎③1311

## 日頃プラグを抜かない電気製品は トラッキング現象に要注意

冷蔵庫や洗濯機などのプラグをコンセントに長期間差し込んだままにいませんか。プラグとコンセントの間に溜まったホコリに湿気が加わることで発火し、火災につながる可能性があります(トラッキング現象)。プラグを時々抜いて、コンセントの点検、清掃をして安全に使いましょう。



財団法人九州電気保安協会

## 人・農地プラン検討会

地域における人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」、人・農地プラン（平成25年3月作成・以後、毎年更新）をさらに見直すための検討会を開催します。農業者の皆さんの参加をお願いします。

プラン作成地区	期 日	時 間	会 場
山野	11月17日(木)	10:00～11:00	山野基幹集落センター ホール
平出水	11月17日(木)	13:30～14:30	平出水いなほ館
大口東	11月22日(火)	10:00～11:00	大口東青少年センター
牛尾	11月22日(火)	13:30～14:30	大口温泉高熊荘 大広間
羽月	11月24日(木)	10:00～11:00	羽月校区公民館 ホール
大口	11月24日(木)	13:30～14:30	大口ふれあいセンター 3階多目的ホール
羽月西	11月29日(火)	10:00～11:00	羽月西青少年センター
曾木	11月29日(火)	13:30～14:30	西太良地区コミュニティセンター ホール
針持	12月 1日(木)	10:00～11:00	針持青少年センター
田中	12月 1日(木)	13:30～14:30	田中校区集会施設 多目的ホール
湯之尾	12月 6日(火)	10:00～11:00	湯之尾校区公民館 会議室
菱刈	12月 6日(火)	13:30～14:30	菱刈環境改善センター 2階会議室
本城・南永	12月 8日(木)	10:00～11:00	本城校区集会施設 研修室

○農地中間管理事業の説明も行います。

○人・農地プランに基づき、今後、地域の中心となる経営体（担い手）となることを新たに希望する人は、11月15日（火）までにご連絡ください。

連絡・問い合わせ先 農政課農政第2係 ☎③1311

税理士・社会保険労務士等が、わかりやすく丁寧に教えます。どなたでも受講できます。

### ご存じですか 「税を考える週間」



11月11日～17日は「税を考える週間」です。国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）と役割（用途）を分かりやすく説明することで、税に対する理解をより深めていただくものです。

今年のテーマは「暮らしを支える税」です。詳しくは国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

問い合わせ先 加治木税務署  
☎0995・62・2161

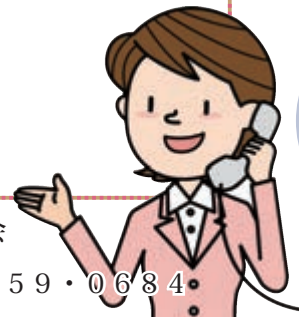
### 「税金&年金」無料セミナー

期 日	[項目]
11月 9日(水)	[源泉所得税]
11月10日(木)	[相続税]
11月17日(木)	[消費税]
11月24日(木)	[地方税]
11月25日(金)	[労働・社会保険]
※複数項目受講可	
時 間	13時30分～16時30分
場 所	大口ふれあいセンター
人 員	20人(先着順)
申込・問い合わせ先	(公社) 始良伊佐法人会事務局
	☎0995・62・5382

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性をめぐるさまざまな人権問題を解決するための「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。相談内容は問いません。相談には、法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守します。

期 間 11月14日(月)～20日(日)  
 時 間 平日8時30分～19時 土日10時～17時  
 電話番号 鹿児島地方法務局全国共通ダイヤル  
**☎0570・070・810**  
 ※IP電話からは接続できません。



21ページの  
取組や相談  
窓口もご利用  
ください

実施機関 鹿児島地方法務局、鹿児島県人権擁護委員連合会  
 問い合わせ先 鹿児島地方法務局人権擁護課 ☎099・259・0684

## 農業者年金制度（担い手積立年金）

農業に従事する人なら広く加入できます

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるように国民年金に上乘せした公的年金制度です。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人であれば誰でも加入できる積立年金です。より安定した老後のため、ぜひ加入されるようお勧めします。

### 農業者年金のメリット

#### (1) 少子高齢化社会に強い年金

自分が納めた保険料とその運用収入を基に年金額が決まる積立方式の年金です。

#### (2) 保険料の額は自由

自分が必要とする年金額に応じて、月額20,000円から67,000円までの千円単位で自由に選択できます。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

#### (3) 終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定要件を満たした者）に支給されます。

#### (4) 公的年金ならではの税制上の優遇措置あり

支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

#### (5) 保険料の国庫補助制度あり

認定農業者で青色申告をしている等、農業の担い手となる人には、国から月額最高10,000円の保険料補助があります。（年齢・所得制限あり）



### 農業者年金を受給するには

#### 【旧制度農業者年金】

- ・経営移譲年金  
本人名義または借入した農地を後継者や第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退した場合に受給できます。
- ・農業者老齢年金  
農業経営から引退しない場合、65歳から受給できます。

#### 【新制度農業者年金】

- ・特例付加年金  
新制度の保険料の国庫補助（政策支援）を受けていた人が保有している農地や農業施設を後継者や第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退した場合に受給できます。
- ・農業者老齢年金  
新制度の保険料を納めた人が65歳から受給できます。60歳からの繰上げ請求も可能です。

問い合わせ先  
伊佐市農業委員会 ☎261571